

事件	受審		受理		既決		未決	
	件數	人員	件數	人員	件數	人員	件數	人員
管轄移付申請	1	1	1	1	1	1	1	1
控告	1	1	1	1	1	1	1	1
總計	2	2	2	2	2	2	2	2
明治三十五年	2	2	2	2	2	2	2	2
同三十四年	4	4	4	4	4	4	4	4
同三十三年	5	5	5	5	5	5	5	5
同三十二年	8	8	8	8	8	8	8	8
同三十一年	1	1	1	1	1	1	1	1
總計	20	20	20	20	20	20	20	20

種別	件數	免狀行使停止		責不懲戒		審判不可行		却取		消合	
		件數	人員	件數	人員	件數	人員	件數	人員	件數	人員
衝突	3	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1
乘揚	4	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2
總計	7	3	3	3	3	3	3	3	3	3	3
明治三十五年	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1
同三十四年	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1
同三十三年	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1
同三十二年	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1
同三十一年	3	3	3	3	3	3	3	3	3	3	3
總計	7	3	3	3	3	3	3	3	3	3	3

審判所	受審		受理		既決		未決	
	件數	人員	件數	人員	件數	人員	件數	人員
東京	23	24	23	24	23	24	23	24
大阪	15	18	15	18	15	18	15	18
長崎	6	6	6	6	6	6	6	6
函館	1	1	1	1	1	1	1	1
總計	45	49	45	49	45	49	45	49
明治三十五年	6	7	6	7	6	7	6	7
同三十四年	6	7	6	7	6	7	6	7
同三十三年	5	6	5	6	5	6	5	6
同三十二年	8	9	8	9	8	9	8	9
同三十一年	13	14	13	14	13	14	13	14
總計	45	49	45	49	45	49	45	49

種別	件數	免狀禁止		免狀行使停止		責不懲戒		審判不可行		管轄違	
		件數	人員	件數	人員	件數	人員	件數	人員	件數	人員
衝突	8	4	4	4	4	4	4	4	4	4	
乘揚	6	3	3	3	3	3	3	3	3	3	
放棄又ハ沈没	8	1	1	1	1	1	1	1	1	1	
火災	4	1	1	1	1	1	1	1	1	1	
機關損傷	9	1	1	1	1	1	1	1	1	1	
總計	35	10	10	10	10	10	10	10	10	10	

種別	件數	免狀禁止	免狀行使停止	譴責	不懲戒	審判不可行	管轄違	合計
法規違背	七三			二六	四四			七三
職務怠慢	二二			七	五			二二
其他	二							二
總計	二八九		二六	四四	三			三三〇
明治三十五年	二八八		一七〇	一一				三三〇
同三十四年	二八四		一六五	一一				三三〇
同三十三年	二五八		一六三	九六				二八二
同三十二年	二八一		一九六	九〇				三二二
同三十一年	二二三		一四三	六五				二七〇

表中*ハ合併裁決ニ屬スル重複數ナリ

第三三七

官設航路標識 (*ハ挂燈)

明治三十七年三月三十一日

區畫別	夜		標		畫		標		警		號	
	燈臺	燈竿	燈船	導燈	浮標	立標	陸標	合計	看守人員	霧笛		霧鐘
本州	一九	三	一	二	九	一	一	二	三			
中區	九				二			一	三			
北區	三三				四			一	六			
西區	五一				三			二	六			
計	一〇六	三	一	二	二六	一	一	二七	一六			
四國	二〇				一			二	三			
九州	二四				四			一	六			
沖繩	四				八			一	二			
總計	二二五	五	二	二	六六	一	一	四九	九	九	四	一
明治三十五年	一一〇	五	二	二	二九	一	一	四二	八	八	四	一
同三十四年	一〇九	五	二	二	二八	一	一	四二	八	八	四	一
同三十三年	一〇六	五	二	二	二六	一	一	四二	八	八	四	一
同三十二年	一〇二	五	二	二	二五	一	一	四三	八	八	四	一
同三十一年	九九	五	二	二	二五	一	一	四三	八	八	四	一

種類	木造	石造	煉化石造	鐵造	合計	自水面至燈火		光達距離	
						百尺未滿	五十尺未滿	十哩未滿	二十哩未滿
燈臺	二七	三五	一八	三五	一一五	三八	二七	二九	六〇
燈竿	四			一	五	五		一	
導燈	二				二	二			
浮標	一				一	一			
立標		一〇		四	一四	一六		二	四
總計	三四	四五	二二	四二	一四三	六六	二七	五〇	二六
明治三十五年	三六	三九	一九	三七	一三一	五九	二六	四五	六四
同三十四年	三六	三八	一九	三五	一二八	五七	二七	四五	六二
同三十三年	三四	三八	一九	三一	一二二	五三	二五	四四	六〇

本表ノ外明治三十七年三月末日航路標識管理所ニ看守人二十二人アリ又同三十五年十月末日調臺灣ニ燈標七燈竿二浮標五立標一霧笛一澎湖島ニ燈標二浮標一號砲一アリス導燈ハ一箇トシテ算スルモノナレトモ高燈低燈ノ構造相異ナルヲ以テ二箇トシテ掲載ス

本表ノ夜標及挂燈ノ構造等ヲ掲クレハ左ノ如シ

水運 官設航路標識